

## 市立総合病院職員採用試験

試験日	11月30日(日)	試験案内、申込書の配布場所
試験会場	市立総合病院	総合病院総務課、市役所本庁舎玄関案内・職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
受付期間	10月14日(火)～11月21日(金)	※申込書は総合病院ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定人員	受験資格
薬剤師	若干名	次の要件のいずれかを満たす人 ①昭和54年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持つ人か、平成27年5月までに免許取得見込みの人 ②昭和44年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持ち、病院で薬剤師として実務経験が5年以上ある人
助産師	若干名	次の要件のいずれかを満たす人 ①昭和49年4月2日以降に生まれ、助産師または看護師の免許を持つ人か、平成27年5月までに免許取得見込みの人 ②助産師または看護師の免許を持ち、助産師、看護師または准看護師として10年以上の勤務経験がある人
看護師		
宇久診療所看護師		

市立総合病院総務課 ☎24-1515

## 悩み事、困り事の相談は市民相談室へ

市役所には、市民の皆さんに抱えている悩み事や困り事などの相談に応じる「市民相談室」があります。個室で対応し秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。  
場所 市役所12階(電話でも対応します)  
料金 無料

### 相談内容別の日時・相談員

#### 一般・行政相談

内 容 日常の暮らしの中で困っていることがあるときや、相談先が分からないとき  
日 時 月～金曜8時30分～17時15分 ※予約不要。

相談員 市職員が対応し、相談内容に応じて専門の相談員を紹介します

#### 行政相談

内 容 国・県・市政に対する苦情、意見、要望など  
日 時 火曜13時～16時 ※予約不要。

相談員 行政相談委員が対応

#### 法律相談

内 容 金銭、相続、夫婦、借家、賠償など

日 時 月・木曜13時～16時

相談員 弁護士(事前に相談員が内容を伺ってから予約)

#### 宅地・建物相談

内 容 宅地、建物の取り引きなど

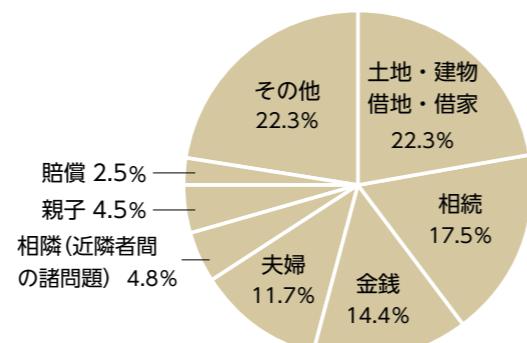
日 時 第1・3金曜13時～16時 ※電話予約が必要。

相談員 専門相談員が対応

※いずれも祝日は除きます。

※事情により曜日などを変更する場合があります。

#### 一般相談内容の内訳(平成25年度：2,191件)



#### 無料総合相談

弁護士や専門の相談員が相談に応じます。

日 時 10月23日(土)10時～15時 ※予約不要。

場 所 市役所13階・大会議室

市民相談室 ☎24-1111

## 来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります

幼児期の教育・保育の質の向上や量の拡充などを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が国によって創設され、本市も来年4月から新制度に移行します。これに伴い、幼稚園や保育所、認定こども園などの入園手続きや保育料が変わりますので、来年4月からの入園を希望する人は、次の要領で申し込みを行ってください。

### 従来からの変更点

新制度では、下記の1号～3号のいずれかの認定を受け必要があります。

#### ①1号認定(教育標準時間認定)

子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での教育を希望する場合

#### ②2号認定(満3歳以上・保育認定)

子どもが満3歳以上で、仕事などの理由で子どもの保育を必要とする人が保育所、認定こども園での保育を希望する場合

#### ③3号認定(満3歳未満・保育認定)

子どもが満3歳未満で、仕事などの理由で子どもの保育を必要とする人が保育所、認定こども園、(※)地域型保育での保育を希望する場合

※地域型保育…家庭的保育事業、小規模保育事業など少人数単位で3歳未満の子どもを預かる事業。

### 認定・施設利用の申し込み

#### ①来年4月以降の新規入園

- 保育所や認定こども園、地域型保育での保育を希望する場合  
⇒子ども支援課で申し込み、保育が必要なことの認定(2号・3号認定)を受けてください。同時に入園申し込みもできます。

- 幼稚園や認定こども園での幼児教育を希望する場合  
⇒各園に直接入園を申し込み、教育が必要なことの認定(1号認定)を受けてください。

#### ②現在入園している園に継続して入園する場合

- 各園で手続きを行ってください。

### 申し込み書類の配布

10月から子ども支援課、宇久行政センター、保育所、幼稚園などで配布します。

申し込み期間 11月4日(火)～28日(金)



※現行制度のまま継続する(認定を受けずに利用できる)施設もあります。

※新制度での保育料は、原則として保護者の所得に応じた金額になります。

※子ども・子育て支援新制度の対象施設や保育料、利用手続きなど詳しくは市ホームページをご覧になるか、子ども支援課にお尋ねください。

子ども支援課 ☎24-1111

## 平成26年秋季全国火災予防運動

11月9日(土)から15日(金)まで、秋季全国火災予防運動が全国一斉に実施されます。この時期は火災が発生しやすくなっています。大切な命と財産を守るために、皆さんも火災予防に努めましょう。

### 全国統一防火標語

「もういいかい 火を消すまでは まだだよ」

### 重点目標

住宅防火対策の推進

放火火災・連続放火火災防止対策の推進

特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

### 市内の火災発生状況(8月31日現在)

火災発生件数 57件(前年比11件増)

焼損棟数 44棟(前年比13棟増)

死者数 2人(前年比1人減)

負傷者数 16人(前年比10人増)

- 全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。必ず設置し、定期的な掃除・作動点検を行いましょう。

- 消火器はゴミとして処分できません。不要になった消火器は、分解したりせず、購入した販売店や専門業者に引き渡してください。

消防局予防課 ☎23-2539